

ソフトバンクグループの出願について

弁理士 鈴木 守

はじめに

少し前の話ですが、ソフトバンクグループが大量の出願を行っていることが大きな話題となりました。先行資料調査においても同社の公開公報を目にすることが多くなっています。

公開分を集計したところ、同社を出願人とする出願は **33,504** 件にのぼりました（2026 年 9 月 29 日調べ）。このうち 117 件は PCT 国際出願で、出願日には国際出願日を用いました。1 日に 1,000 件を超えた日が 14 日あり、その 14 日だけで 18,331 件、全体の 54.7% を占めます。

生成 AI の登場によって、明細書を自動で生成するサービスも現れ始めるなど、明細書の作られ方そのものが変わりつつあります。この大量出願は、その変化がもっとも極端な形で現れた事例と言えるかもしれません。

本稿では、公開されたデータそのものから、この大量出願がどのような構造をしているのかを見ていきます。出願日の分布、発明者の顔ぶれ、そして明細書の中身がどれだけ似ているのかを調べてみました。

1. 出願の時期

3 つの波

33,504 件の出願は、決して平準化されていません。387 日に分散していますが、実態は 3 つの波に集中しています。

■ 出願の 3 つの波

時期	件数	日数	1 日の最大
第 1 波 2023 年 9 月 20 日～9 月 28 日	8,747	7 日	1,530 件
第 2 波 2024 年 7 月～10 月	17,418	71 日	1,415 件
第 3 波 2024 年 12 月～2025 年 1 月	5,771	24 日	1,435 件

この 3 つの波だけで 31,936 件、全体の 95.3% に達します。裏を返せば、残る 285 日の出願は合わせて 1,568 件、1 日あたり平均 5.5 件にとどまります。波の期間が 1 日あたり 313 件だったことを思えば、50 倍以上の落差です。

1,000 件を超えた 14 日

1 日あたり 1,000 件を突破したのは、次の 14 日でした。最多は 2023 年 9 月 25 日の 1,530 件。この 1 日で、中堅の特許事務所の年間受任件数の何倍もの出願がなされた計算になります。

■ 1 日 1,000 件を超えた出願日

出願日	件数	出願日	件数
2023.9.20	1,072	2024.8.8	1,248
2023.9.21	1,326	2024.8.16	1,415
2023.9.22	1,345	2024.8.23	1,408
2023.9.25	1,530	2024.8.30	1,032
2023.9.26	1,256	2024.10.18	1,284
2023.9.27	1,253	2024.12.18	1,435
2024.8.2	1,292	2025.1.6	1,435

「対になっている」出願日

第 3 波を細かく見ると、奇妙な規則性が現れます。多くはちょうど 1 週間後に、ほぼ同じ発明者の顔ぶれで、ほぼ同じ件数が出願されているのです（最後の組のみ、年末年始を挟むためか、12 月 18 日と 1 月 6 日の組み合わせになっています）。

■ 対になっている出願日（2024 年 12 月～2025 年 1 月）

出願日（件数）	出願日（件数）	発明者の組合せの一致率
12 月 3 日（304）	12 月 10 日（299）	97.8%
12 月 4 日（300）	12 月 11 日（301）	97.9%
12 月 5 日（299）	12 月 12 日（301）	98.8%
12 月 6 日（300）	12 月 13 日（300）	100%
12 月 9 日（239）	12 月 16 日（241）	99.3%
12 月 18 日（1,435）	1 月 6 日（1,435）	100%

極めつけは 12 月 18 日と 1 月 6 日で、628 通りの発明者の組み合わせが完全に一致し、そのすべてが

件数まで同一でした。

もはや「案件が積み上がったので出願した」という動きではありません。あらかじめ定められた枚数を、定められた日に出す。そういう運用がなされていると考えるのが自然でしょう。

2. 発明者 — 孫氏を筆頭に、多くの発明者に分散

9,326 名という数字

大量出願と聞くと、少数の人物の名前が並ぶ光景を想像しがちです。実際は違いました。

33,504 件に登場する発明者は、延べ 40,931 名、実人数で 9,326 名。1 件あたりの発明者数は平均 1.22 名です。

最多は孫 正義氏の 1,216 件。ただし全体に占める割合は 3.6%にすぎません。上位 10 名を合わせても延べ発明者の 9.8%、上位 100 名でようやく 23.7%です。残りは無数の名前に散らばっています。

※ 本稿では、代表取締役である孫 正義氏を除き、発明者名を記号（発明者 A、発明者 B...）に置き換えている。同じ記号は同じ人物を指し、記号は本稿全体を通じて一貫している。

■ 発明者 上位 10 名

順位	発明者	件数	全体比
1	孫 正義	1,216	3.6%
2	発明者 A	459	1.4%
3	発明者 B	455	1.4%
4	発明者 C	333	1.0%
5	発明者 D	310	0.9%
6	発明者 E	295	0.9%
7	発明者 F	273	0.8%
8	発明者 G	266	0.8%
9	発明者 H	196	0.6%
9	発明者 I	196	0.6%

大半は「1 件だけの発明者」

発明者 9,326 名を件数別に分けると、分布の偏りがよく分かります。7,220 名（77%）が 4 件以下。1 件しか名前が載っていない人が 3,886 名います。グループ従業員を広く動員した形跡がうかがえます。

■ 発明者の関与件数別 人数

関与件数	人数	構成比
1 件のみ	3,886 名	41.7%
2～4 件	3,334 名	35.7%
5～9 件	1,404 名	15.1%
10～49 件	648 名	6.9%
50 件以上	54 名	0.6%

単独名義が 9 割

発明者の「組み合わせ」で見ると、33,504 件は 8,983 通りに分かります。うち単独名義が 7,884 通り・29,547 件で、全体の 88%が発明者 1 名でした。

■ 複数人の組み合わせ 上位 5

件数	発明者の組み合わせ
416	発明者 A・発明者 B
190	発明者 H・発明者 I
79	発明者 J・発明者 K
73	発明者 G・発明者 L
63	発明者 M・N・O・P

同じ組み合わせで 100 件以上出願しているペア・チームが 13 通りあり、それだけで 3,808 件を占めます。

孫氏がない 9 日間

意外だったのは、第 1 波（2023 年 9 月 20 日～28 日）に国内出願された 8,745 件に、孫 正義氏の名前が 1 件もないことです。

孫氏の出願は 306 日に分散して 1,216 件ありますが、第 1 波の 9 日間に出されたのは PCT 国際出願の 2 件だけ。国内出願には 1 件も名前がありません。第 2 波（2024 年 7～10 月）には 382 件で参加しているので、「関与していない」わけではありません。第 1 波と第 2 波では、動員された部隊が違うのだらうと推測されます。

一方、同社の PCT 国際出願 117 件は、全件に孫 正義氏が発明者として名を連ねています（うち 107 件は単独）。国内の大量出願では第 1 波に 1 件も名前がない一方、国際出願はすべて孫氏名義。対照的な使い分けがなされています。

3. 明細書の類似度

検討の方法

大量出願で誰もが気にするのは、「中身は使い回しではないのか」という点でしょう。

そこで、第1波で出願件数の多かった上位3組と、第3波で出願件数の多かった複数人の組み合わせ上位3組を選び、その明細書の【発明を実施するための形態】だけを取り出して相互に比較しました。課題や請求項が案件ごとに違うのは当然なので、実施の形態に絞りました。対象は6グループ・706件です。

■ 分析の対象

時期	発明者グループ	件数
2023年9月	発明者Q	80
2023年9月	発明者A・B・R	35
2023年9月	発明者S	29
2024年12月～	発明者A・B	344
2024年12月～	発明者H・I	190
2024年12月～	発明者T・U	28

※ 比較にあたっては段落番号・改行・空白を除去したうえで、①段落単位で全件に共通する部分を特定し、②1対1の一致率（両文獻が共有する文字数の割合）を全ペアについて算出した。

結論は「100%一致は0件、しかし骨格は完全一致」

先に結論を書くと、どのグループでも「明細書まるごと100%一致」というペアは1組もありませんでした。90%以上一致するペアもゼロです。

しかしこれは「使い回していない」という意味ではありません。むしろ逆です。

■ グループ別の類似度

発明者グループ (件数)	全件で完全一致する 段落	共通部分の 割合	1対1の 一致率
発明者Q (80)	71段落・10,925字	67.0%	66.8%
発明者A・B・R (35)	65段落・9,610字	45.8%	53.6%
発明者S (29)	65段落・9,610字	42.3%	54.3%
発明者A・B (344)	74段落・14,720字	34.9%	34.6%
発明者H・I/図10枚 (58)	74段落・14,720字	35.3%	35.0%
発明者H・I/図14枚 (132)	101段落・12,371字	25.1%	27.0%
発明者T・U (28)	74段落・14,720字	33.4%	33.1%

※ 発明者H・Iの190件は、図面枚数・代理人・請求項数・出願日で明確に2種類に分かれるため、図10枚（58件）と図14枚（132件）に分けて集計した。

たとえば発明者Qの80件は、実施の形態が116段落で構成され、そのうち100段落（86%）が80件すべてで1文字も違いません。案件固有の記載はわずか4段落で、それを第1～第4の4つの実施形態（スマートデバイス、スマート眼鏡、ヘッドセット型端末、ロボット）にそのまま差し込んでいるだけです。それでも2件ずつ比べた一致率が100%にならないのは、この固有の4段落の中身が案件ごとに異なるためです。

雛形は事務所や発明者を越えて共有されている

驚いたのは、雛形が発明者グループをまたいでいたことです。

2023年9月の3グループ144件は、65段落9,610文字がまったく同一でした。代理人は太陽国際特許事務所と酒井国際特許事務所の2事務所にまたがっているにもかかわらず、同じ雛形が使われています。

そして2024年12月以降、雛形は事務所ごとに2系統へ枝分かれします。

酒井国際系（430件） 発明者A・B 344件、発明者H・I（図10枚）58件、発明者T・U 28件。新しく作られた74段落14,720文字（繰り返しを含めて19,338文字）を、430件すべてが共有しています。2023年版と重なるのは17段落だけで、雛形を作り直したことが分かります。

太陽国際系（132件） 発明者H・I（図14枚）。こちらは2023年版の系譜を維持しており、発明者Qの80件の71段落のうち64段落をそのまま引き継いでいます。101段落12,371文字へ増強し、図面もシーケンス図4枚を追加しています。

図面は調べた706件で同じもの

図面についても確認しました。図面の画像そのものではなく、【図面の簡単な説明】【符号の説明】および図面を参照する本文から判定しています。

【符号の説明】は706件すべてで完全に同一（10・210・310・410 データ処理システム／12 データ処理装置／14 スマートデバイス／214 スマート眼鏡／

314 ヘッドセット型端末／414 ロボット)。【図面の簡単な説明】の文章は 706 件を通じて 3 通りしかなく、図 1～図 10 の説明はすべて同一でした（違いは「及び」と「および」の表記と、太陽国際系の 132 件に図 11～14 のシーケンス図 4 枚が加わっている点だけ）。図面を参照する本文 16～20 段落も、各系統の共通雛形に含まれており完全一致です。図面が描いているのは全件共通の器のほうで、案件ごとの発明の中身との結びつきは弱いと言えます。

引用文献も全 706 件が特開 2022-180282 号公報（ペルソナチャットボット制御方法）の 1 件のみでした。

2023 年と 2024 年で、作り方は変わった

第 1 波と第 3 波の 2 つの時期を比べると変化も見えます。

■ 2 つの時期の比較

	2023 年 9 月	2024 年 12 月～
実施の形態の分量 (グループ平均)	2.2 万～2.8 万字	5.6 万～6.9 万字
段落数	116 段落で固定	139～1,019 段落と可変
請求項	全件 3 項	3～13 項
共通部分の割合	42～67%	25～35%

2023 年 9 月は「116 段落の型に、形態例を 4～10 段落差し込むだけ」という完全な型物でした。2024 年 12 月以降は、共通の骨格を 1.2～1.5 万字に据え置いたまま、案件固有の記述を 2～7 万字積み増し、実施の形態全体で 4～9 万字になり、作り込みは明らかに増えています。

もっとも、全件に同じ図面 10 枚と同じ引用文献 1 件が付いている点は、最初から最後まで変わりません。

4. これまでの審査結果

審査請求は 7%

33,504 件のうち、審査請求されたのは 2,321 件、全体の 6.9%にとどまります。そのうち査定まで進んだのは 1,054 件で、特許査定が 378 件、拒絶査定が 676 件でした。査定に至った案件のうち、特許査定は 35.9%です。

■ 審査の状況

区分	件数
出願	33,504
うち審査請求	2,321
特許査定	378
拒絶査定	676
審査中	1,267

波ごとに見ると

■ 波ごとの審査状況

	第 1 波	第 2 波	第 3 波	波の外
出願	8,747	17,418	5,771	1,568
審査請求	4	1,516	11	790
審査請求率	0.05%	8.7%	0.2%	50.4%
特許査定	0	203	3	172
拒絶査定	2	624	2	48
審査中	2	689	6	570
特許査定率	—	24.5%	—	78.2%
拒絶査定率	—	75.5%	—	21.8%

※ 特許査定率・拒絶査定率は、査定まで進んだ案件（特許査定＋拒絶査定）に占める割合です。第 1 波と第 3 波は、査定まで進んだ件数がそれぞれ 2 件・5 件と少ないため、率は出していない。審査請求の期限は、第 1 波が 2026 年 9 月に満了（期限直前の請求は、データベースにまだ反映されていない可能性があります）、第 2 波が 2027 年 7～10 月、第 3 波が 2027 年 12 月～2028 年 1 月です。

波ごとに並べると、違いがはっきりします。第 1 波は審査請求の期限を迎えましたが、現時点で確認できる請求はわずか 4 件（0.05%）です。ただし、筆者が使用しているデータベースへの反映には 1 か月半ほどかかると見られ、期限直前の請求はまだ含まれていません。第 3 波も 11 件（0.2%）にとどまります。第 2 波は 8.7%と高めですが、これは 2024 年 9 月 19 日・20 日に出願された 832 件のうち、829 件が審査請求されているためです。それ以外の 16,586 件に限ると 4.1%になります。第 2 波で査定まで進んだ案件は、特許査定が 24.5%、拒絶査定が 75.5%でした。

これに対して、波の外に出された 1,568 件は、半数が審査請求されています。特許査定率は 78.2%です。大量出願の波の中と外とでは、審査請求の割合も査定の結果も大きく異なっています。

大量出願の日からは、特許はまだゼロ

1 日 1,000 件を超えた 14 日の出願 18,331 件のう

ち、審査請求されたのは 324 件（1.8%）です。査定まで進んだのは 3 件で、3 件とも拒絶査定でした。特許査定はまだ 1 件も出ていません。

5. おわりに

公開データを追いかけてみると、ソフトバンクグループの大量出願の輪郭が見えてきました。33,504 件の出願は 3 つの波に集中し、1 日に 1,000 件を超えた日が 14 日あります。発明者は 9,326 名に分かれています。明細書を調べた 706 件では、共通の骨格に案件ごとの記載を差し込む形でつくられており、図面はすべて同じものでした。そして審査請求されたのは全体の 7%ほどで、1 日に 1,000 件を超えた日の出願からは、まだ 1 件も特許が出ていません。

この大量出願が何を目的としたものなのかは、公開データからは分かりません。ただ、数字を見るかぎり、すべてを権利化しようとした出願ではなさそうです。

実務の立場から気になるのは、審査請求されずに

終わる出願も、公開公報としては残り続けることです。実施の形態の多くは共通の型なので、1 件ごとの先行資料としての価値は限られます。それでも、案件ごとに書き足された部分は新規性・進歩性の判断や特許法 29 条の 2（いわゆる拡大先願）の引用例になりえます。何より、先行資料調査で同じ文章の公報が大量にヒットすることは、調査する側にとって無視できない負担になるでしょう。

生成 AI によって、明細書を大量につくること自体は難しくなくなりました。しかし、少なくとも現時点では、つくった明細書が特許になるかどうかは、また別の話です。今回の数字は、そのことをよく示しているように思います。もっとも、生成 AI の進歩は速く、この状況がいつまで続くかは分かりません。

※本稿のデータは JP-Net（2026 年 9 月 29 日時点）によるものです。集計・分析は生成 AI を用いて行ったものであり、細部に誤りを含む可能性があります。



KSI パートナース法律特許事務所

〒150-0031

東京都渋谷区桜丘町22-14 N.E.S ビルS棟4階

TEL: 03-6455-3679

E-MAIL: patent@ksilawpat.jp



ksilawpat.jp